別　表　児童の障害等級表

詳細は、「特別児童扶養手当障害程度認定基準」をご覧ください。県のホームページに掲載しています。

1級　（重度障害）

1 次に掲げる視覚障害
　イ　両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
　ロ　一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
　ハ　ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつⅠ／2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
　ニ　自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4 両上肢の全ての指を欠くもの
5 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
7 両下肢を足関節以上で欠くもの
8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
10 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
11 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

備考：視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

2級　（中度障害）

1 次に掲げる視覚障害
　イ　両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの
　ロ　一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
　ハ　ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつⅠ／2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの
　ニ　自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
3 平衡機能に著しい障害を有するもの
4 そしゃくの機能を欠くもの
5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
9 一上肢の全ての指を欠くもの
10 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
11 両下肢の全ての指を欠くもの
12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
13 一下肢を足関節以上で欠くもの
14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

⑧ 問い合わせ先

請求の手続きなど詳しくは、お住まいの市町の担当課にお問い合わせください。

担当課	電話番号	担当課	電話番号
大津市障害福祉課	077-528-2745	高島市子育て政策課	0740-25-8136
彦根市障害福祉課	0749-27-9981	東近江市障害福祉課	0748-24-5640
長浜市しょうがい福祉課	0749-65-6372	米原市障がい福祉課	0749-53-5123
近江八幡市障がい福祉課	0748-31-3711	日野町子ども支援課	0748-52-6583
草津市こども家庭若者課	077-561-2364	竜王町自立支援課	0748-58-5323
守山市障害福祉課	077-582-1168	愛荘町福祉課	0749-42-7691
栗東市障がい福祉課	077-551-0113	豊郷町保健福祉課	0749-35-8116
甲賀市子育て支援課	0748-69-2176	甲良町保健福祉課	0749-38-5151
野洲市障がい福祉課	077-587-6087	多賀町福祉保健課	0749-48-8115
湖南市障がい福祉課	0748-71-2364		

<音声コード>

作成
滋賀県子ども若者部子ども家庭支援課

令和8年度

特別児童扶養手当のしおり

～障害のあるお子さんがいる家庭のために～

① 特別児童扶養手当とは

障害のあるお子さんを家庭で監護している父、または母、もしくはその児童を養育している方に対し、手当を支給する制度で、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

② 特別児童扶養手当を受けることができる方

20歳未満で、身体または精神に重度（別表１級に該当）または中度（別表２級に該当）以上の障害のあるお子さんを監護している父または母（主たる生計者）、もしくは父母にかわってそのお子さんを養育している方（養育者）が手当を受けることができます。

外国人の方も、障害のあるお子さんと一緒に日本国内に住所がある場合は対象となります。

手当が支給されない場合

① 児童、父または母、もしくは養育者が日本国内に住んでいないとき
② 児童が、障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき
　【注】児童扶養手当、障害児福祉手当は年金ではありません。
③ 児童が、児童福祉施設等に入所しているとき
　【注】母子生活支援施設、保育所、通所施設等は除く。

③ 特別児童扶養手当の額（令和８年４月１日現在）

手当の額は、対象児童の障害の程度に応じて決まります。

（いずれも児童一人あたり）

１級	月額　58,450円
２級	月額　38,930円



【注】手当額は物価スライドにより改定される場合があります。

④ 特別児童扶養手当の支払日

手当は、認定請求した日の属する月の翌月分から支給され、年３回受給者本人の口座へ振り込まれます。

支　払　期	4月期	8月期	12月期※1
支　払　日	4月11日	8月11日	12月11日
支給対象月	12月～３月分	４月～７月分	８月～11月分

【注】支払日が休日の場合は、その前の営業日に支払われます。

※１ 原則12月支払ですが、請求により11 月の支払が可能です。
　希望される場合は、所得状況届の提出時に11月支払請求書をご提出ください。

滋賀県

<音声コード>

このリーフレットは、音声コードを採用しています。読み上げ装置がコードを音声に変換し、内容を読み上げます。
このリーフレットは、両面印刷です。音声コードは、１ページと３ページは右下に、２ページと４ページは左下に印刷されています。

⑤ 所得の制限

前年の所得が次表の額以上の方は、その年度（８月から翌年の７月まで）の手当の支給が停止されます。なお、１月から６月までに請求する場合は、前々年の所得で判定します。

●所得額の計算法

所得額＝年間収入額－必要経費（給与所得控除額等）
－80,000円（社会保険料相当額）－下記の諸控除

※2　給与所得または公的年金等に係る所得を有する場合はその合計額から10万円を控除します。

（諸控除）

- 寡婦控除：270,000円
- ひとり親控除：350,000円
- 障害者控除・勤労学生控除：270,000円
- 特別障害者控除：400,000円
- 配偶者特別控除・医療費控除・雑損控除・小規模企業等掛金控除・特定親族特別控除：地方税法で控除された額

●所得制限限度額表

扶養親族等の数	請求者（本人）	配偶者および扶養義務者
0 人	4,596,000円	6,287,000円
1 人	4,976,000円	6,536,000円
2 人	5,356,000円	6,749,000円
3 人	5,736,000円	6,962,000円
4 人	6,116,000円	7,175,000円
5人以上	以下 380,000円ずつ加算	以下 213,000円ずつ加算
加算額	●同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。） ・老人扶養親族１人につき 100,000円 ●特定扶養親族および 16歳から18歳までの扶養親族１人につき 250,000円	●老人扶養親族 （ただし、扶養親族等が全て老人扶養親族の場合は１人を除く） １人につき 60,000円

【注】扶養義務者とは、民法第 877 条第１項（直系血族および兄弟姉妹は互いに扶養する義務がある）に定める方です。同住所に扶養義務者がいる場合は、その方の所得も審査対象となります。



<音声コード>

⑥ 特別児童扶養手当を受ける手続き

必要な書類を全てそろえたうえで、お住まいの市町の担当課で請求の手続きをしてください。申請が遅れた場合、遅れた分を遡及して支給することはできません。

＜必要書類＞

- **特別児童扶養手当認定請求書（市町の窓口にあります。）**
- **請求者と対象児童の戸籍謄本または抄本（外国籍の方は在留カードの写し）**
 【注】発行後１か月以内のもの
- **対象児童の障害程度についての医師の診断書（所定の様式）**
 【注】発行後２か月以内のもの
 【注】診断書の様式は市町の担当課または県ホームページから入手してください。
 【注】以下の手帳をお持ちの場合、その写しを提出することで診断書を省略できることがあります。
 ただし、内部障害や視野障害の場合は、手帳をお持ちでも診断書が必要です。
 ・身体障害者手帳：１～３級（下肢機能障害については４級の一部も対象となる場合があります。）
 詳しくは市町の担当課までお問い合わせください。
 ・療育手帳：判定 A
- **振込先口座申出書（請求者本人名義の預金通帳またはキャッシュカードの写しも添付）**
- **請求者、対象児童、配偶者および扶養義務者のマイナンバーがわかるもの**
- **その他必要な書類**

⑦ 手当を受けている方の届出

受給資格者は、次のような届出等が必要です。

所得状況届	**受給者全員**が毎年８月12日から９月11日までの間に提出します。提出がない場合は、その年の８月以降の手当を受け取ることができません。 【注】２年間提出しないと受給資格がなくなります。
有期再認定（額改定）請求書	**有期再認定（更新）をうけるとき** 障害の程度について、定められた時期に診断書等を提出していただき、引き続き手当が受けられるか、再認定を受けなければなりません。この届出を出さなかったり、正当な理由がなく遅れたりすると、それ以降の手当が受けられなくなることがあります。 **障害の程度が重くなったとき** 額改定（増額）を請求することができます。ただし、請求した日の属する月の翌月分からとなります。
額改定請求書	**手当の対象となる児童が増えるとき** 額改定（増額）を請求することができます。ただし、請求した日の属する月の翌月分からとなります。
額改定届	**障害の程度が軽くなったとき・手当の対象となる児童が減ったとき** 額改定届の提出が必要です。減額改定は、上記の事由が発生した日の属する月の翌月分からとなります。
資格喪失届	**受給資格がなくなったとき** 次のような場合は、手当の資格がなくなりますので速やかに手続きが必要です。 ・受給者が、児童を監護または養育しなくなったとき。 ・児童が児童福祉施設等（通所施設は除く）に入所したとき。 ・児童が、亡くなったとき。 ・受給者や児童が、日本国内に住所を有しなくなったとき。 ・児童が、障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき。 ・児童の障害の程度が法に定める障害の程度に該当しなくなったとき。
その他の届	氏名・住所・金融機関口座の変更、受給者が亡くなったとき、所得の高い扶養義務者と同居または別居したときなど。

【注】届出が遅れたり届出を怠ったりすると、手当の支給が遅れたり受けられなくなったりするほか、手当を返還していただくことにもなりますので必ず提出してください。

●罰則　偽りその他不正な手段により手当を受けた者は、３年以下の拘禁刑または30万円以下の罰金に処せられます。

<音声コード>